



速報 ジチロウ ヨコハマ

憲法理念の実現、平和・人権、地球環境
保全のため内外の連帯活動をひろげよう

自治労横浜市従業員労働組合 〒231-0026 横浜市中区寿町4丁目15番5号 自治労横浜会館3階 <http://www.j-yokohama.or.jp/>
TEL 045-663-3003 FAX 045-663-3005 Mail: jy@j-yokohama.or.jp 発行者 黒沢 一夫 編集者 宮戸 和彦

一時金の「勤勉手当」部分に 「成績率導入」の提案が出される！

自治労横浜は限定的な制度とすることを基本に労使交渉に入いる。

当局は、職員の勤勉手当に対する「成績率」の導入について、横浜市労連（自治労横浜を中心に市従・交通・水道・医従・浜高教の市関連6組合で構成）に対して提案しました。昨年度から係長級に対しても実施されていますが、同様の内容を一般職員にも拡大しようとするものです。自治労横浜は、成績率に評価者の恣意的な判断を入れさせず、極めて限定的な制度とすることを基本に、労使交渉に入ります。

【当局提案内容】

職員の勤勉手当に対する成績率の導入について

職員の意欲に応えられる人事・給与制度への転換に向け、職員の勤勉手当に成績率を導入したい。

【対象者】

一般職員（ただし、水道局、交通局、病院経営局及び教員を除く。）

【業務実績の反映方法】

反映の割合、分布の目安は次のとおりとします。

<反映の割合>

A + 5 % B ± 0 % C - 5 %

<分布の目安>

A 5 % B 90 % C 5 %

【実施時期】

平成18年12月期勤勉手当から反映したい。

【提案時のやりとり】

当 局： 本日、「職員の勤勉手当に対する成績率の導入について」の提案内容について説明します。職員の意欲に応えられる人事・給与制度への転換に向け、職員の勤勉手当に成績率を導入したい。
対象者については、一般職員（ただし、水道局、交通局、病院経営局及び教員を除く。）
実施時期については、平成18年12月期勤勉手当から反映したい。なお、回答期限は4月中下旬とします。

市労連書記長： この後、提案内容の詳細については折衝で整理することにしたい。

当 局： 折衝で整理することにしたい。

人事部長コメント： ただ今、「職員の勤勉手当に対する成績率の導入について」の提案内容について説明いたしました。回答期限は4月中下旬とさせていただきましたが、限られた時間の中ですが、精力的に話し合ってまいりたいと考えていますのでよろしくお願ひします。

【市労連折衝での主なやりとり】

市労連： 本人開示はどうなるのか。

当 局： 反映の割合をA、Cとした場合については、本人に説明する必要があると考えています。

市労連： 不服審査について従前の扱いと変わるのか。

当 局： 現行の相談窓口で対応したいと考えています。

市労連： どのくらいの金額差になるのか。

当 局： 基礎額により異なりますが、AとCの差で見ると年間最大約8万円程度の差がつく場合があります。

市労連： 判定期間はどうなるのか。

当 局： 業務実績の反映に当つての期間は、6月期勤勉手当 10月1日～3月31日
12月期勤勉手当 4月1日～9月30日 とします。

【参考1】一般職員等の一時金における期末・勤勉手当の割合

	期末手当	勤勉手当	合 計
6月一時金	1.35月	0.725月	2.075月
12月一時金	1.40月	0.725月	2.125月
3月一時金	0.25月	-	0.250月
合 計	3.00月	1.450月	4.450月

【参考2】係長以上の勤勉手当への業務実績への反映

(1) 評価ランクによる勤勉手当のプラス・マイナス

評 価	S	A	B	C	D	E	最大差
局区長級	+25%	+10%	+5%	+0%	-20%	-35%	約100万円
部長級	+25%	+10%	+5%	+0%	-20%	-30%	約90万円
部次長級	-	+10%	+5%	+0%	-20%	-25%	約50万円
課長級	-	+10%	+5%	+0%	-20%	-25%	約50万円

評 価	A	B	C	最大差
課長補佐級	+5%	+0%	-5%	約15万円
係長級	+5%	+0%	-5%	約10万円

(2) 人数の目安

課長級以上

評価	S・A	B	C	D・E
割合の目安	10%	20%	60%	10%

課長補佐級・係長級

評価	A	B	C
割合の目安	5%	90%	5%

【参考3】一般職員の人事考課制度試行

評価	A	B	C	D	E
割合の目安	5%	20%	60%	10%	5%

自治労横浜に結集して、自分たちの賃金・労働条件を守っていこう！